

静岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年7月22日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,874
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 486,713
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,955	富士市 70,088	掛川市 31,754
伊東市 20,323	富士宮市 36,864	袋井市・森町 28,291
熱海市 11,191	静岡市葵区 71,716	磐田市 45,549
伊豆市 9,110	静岡市駿河区 58,884	浜松市中区 65,032
伊豆の国市 13,826	静岡市清水区 67,514	浜松市東区 35,393
函南町 10,712	焼津市 38,445	浜松市西区 30,107
三島市 30,858	藤枝市 40,453	浜松市南区 27,825
清水町・長泉町 20,541	牧之原市・吉田町 20,432	浜松市北区 25,828
裾野市 14,314	島田市・川根本町 29,595	浜松市浜北区 26,589
御殿場市・小山町 29,467	御前崎市 8,980	浜松市天竜区 8,506
沼津市 55,515	菊川市 12,532	湖西市 16,051